

もったいない! 未来のために
母の視点で **よりも** で見直し
次世代に借金、リスクを残さない

県議会議員

西村久子 県政報告

第53号

発行 西村久子

彦根市甲崎町

TEL・FAX 43-4700

Eメール hisako@country-farm.net

ブログ <http://nishimura-hisako.net/>



今日よりも明日

おお、寒い!・・・思わず襟元を掻き寄せ。11月も半ばを過ぎると木々の移ろいは駆け足で木枯らしを呼んでいきます。今年産米の仮渡金は、今までにない低額で、単位を間違えているのでは?と思うほどに農家の懐は不安で凍えきっています。(店頭小売り価格は変わらないのに…)

農業の所得倍増を叫んだコメ政策の転換が、在庫米の処理のできないままに、絞りに絞った次代の農業の担い手を苦しめています。この号は9月定例会議での米価下落に対する質問を取り上げました。知事も米価下落への緊急対応を求めて国に要望、また、農家の現状を訴えて、大規模経営の若手担い手が、上野賢一郎代議士との懇談会を計画、対策を求めています。

…ところが、突然の衆議院解散風、どうなるのでしょうか。昔々は、秋の穫り入れを終わると豊作を感謝しながら近隣のえびす講大売出しに、それぞれの仕着せを買って貰ったうれしい思い出があります。庶民の暮らしに少しでもお金がプラスして入るとそれが品物に変わり、商売が、会社や工場が…とお金が回ります。ほんの少しの収入アップが、チリも積もれば山となって社会全体が潤います。年末の総選挙、「経済再生」が叫ばれていますが、農は国の基なり…、『米価下落への緊急対応・経営所得安定対策』を求め、農家の声をしっかり訴えてまいります。



H26年9月定例会議自由民主党県議会議員団代表質問より(抜粋)

米価下落および収入減少に関する対策について

全国の平成26年10月末の持越在庫の古米は、滋賀県の生産量の2倍相当である30万トンと見込まれています。さらに、平成27年10月末には毎年の消費減少も加わり、26年産米が平年作であっても、滋賀県の生産量の2倍半相当である約41万トンと異常な在庫数量が見込まれています。

これまで過剰米が発生した場合、米穀安定供給確保支援機構による集荷円滑化事業や過剰米対策基金を活用した過剰米の買取は、平成25年産米は約220億円の基金を活用し、約35万トンの買取が実施され、市場隔離を行ってきました。

平成26年産米においては、これまでの過剰米対策を国は講じない方向であり、かつ、米穀安定供給確保支援機構の過剰米対策基金は枯渇してしまう見通しとなっているため、26年産米の出口対策の実施は極めて困難な状況であり、価格は相当下落することが予想されています。

こうした状況を受け、JAが提示した26年産米の概算金もこれまでにない低い金額となっており、60キロ当たり10,000円を割るような低水準となっている状況です。この現状をどう認識されているか、お伺いします。

答 平成26年産米に対して農業者に支払われる概算金の状況は、近年にない低い金額と聞いています。全国の60キログラムあたりの平均的な生産費は、担い手の多くが含まれる3ヘクタール以上の経営規模で、約13,000円で、それと比較しても今年産米の概算金の額は、農業者の規模拡大や再生産に支障をきたしかねないたいへん厳しいものであると認識しています。

平成25年産米までは米価変動補填交付金が措置され、米価下落分の10割を生産者負担がなくても補填される制度があり、生産者は米価が下落してもある一定の所得を確保することができました。

しかしながら、26年産からは米価変動補填交付金は廃止となり、認定農業者・集落営農などの担い手を対象とした収入減少影響緩和対策、いわゆる「ナラシ対策」に一本化されることとなりました。さらに平成30年には国による米の生産数量目標の配分

が廃止される方向であるとともに、26年度から従来の半額の水準となった米の直接支払交付金10aあたり7,500円も平成30年度から廃止となります。

米および農業者を取り巻く現状は今述べた通りであります。本県の農業産出額の約6割を占める米において、先ほども申し上げましたが、これまでにない価格の下落が起こっております。

ちなみに平成24年水稲作付面積は32,200haで収穫量は170,300トンで米産出額は425億円でありました。

平成26年の主食用米生産数量目標は163,380トンとなっています。これをもとに26年産主食用米生産数量163,380トンに60kgあたり3,000円の下落とすると、約81億7千万円の減少となります。

この米価では、農業者の再生産の維持は不可能とも考えられるほど不安を募らせております。

こうした状況下において、滋賀県における対応策についての今後の方向性についてお伺いします。

答 収入減少影響緩和対策につきましても、米価が下がり続けた場合、補てんの基準となる標準的収入額も下がり続ける制度であるため、再生産可能な収入水準を保証する制度に強化されるよう、今春、国に対して政策提案をしたところです。

また、収入減少影響緩和対策は、補てんの対象となる収入の減少幅を最大で標準的収入額の20%としていることから、価格が大幅に下落している本年産米は、20%を超える減収も見込まれるが、20%を超える部分は補てんの対象とならないという問題を抱えている。このため、春の政策提案の内容に加え、20%を超える減収が生じた場合、20%を超える部分を追加で補てんすることができるよう、国に要請いたします。是非ご協力をよろしくお伺いいたします。

また、こうした状況は、本県だけでの問題ではないことから、近隣の府県とも連携しながら、知事会等を通じて国に働きかけるなど、農業者の皆様が安心して農業経営に取り組めるようしっかりと対応してまいります。

八方ふさがりのコメ状況について **一般質問**

農家の悲鳴は、長期の雨による軟弱地盤で、作業効率が極めて悪く、また乾燥に長時間を要し、燃料コストの増大。さらに、登熟が悪く、未整粒のため米の収量が極端に悪い、品質の劣化、さらにコメ相場下落による多大の減収益となることです。

裏面に続く

代表質問の答弁にありましたが、収入減に対する政府対策も功を奏さず、生産単価13,000円に対し、今年産米の概算金は8,500円～9,000円と、近年にない低価格が提示されており、どこから見ても赤字を免れない状況であります。県内生産米代金425億円が、約81億円余の減収を予測されていることも、悲痛な思いで聞かせていただきました。担い手においては、500万円から4～5千万の減収となり、人件費を必要とする経営体にとっては大変な事態であります。

一般的に、品が少なければ、その分単価が上がるのは当然であります。反して超安値の概算金はどうしたことなのでしょう。米価下落の原因はどこにあると認識されているかお尋ねします。

答 米価下落の原因は大きく三つあると思います。

一つ目は、近年の米の消費の減少です。主食用米の需要が毎年約8万トンずつ減り続けています。相対的に国内でお米を食べなくなっているという状況。

その一方で、二つ目の理由は、全国的に豊作基調にあるということで、特に、生産量が多い北海道であるとか、東北地方で豊作。一面、好ましいことではあるのですが、価格にとっては安くするという誘因力があること。

そして、三つ目は、生産数量目標に対して過剰な作付けが行われていること。

こういう大きく三つの原因から、供給量が需要を上回ってしまい、民間在庫が積み上がることで価格が下がるという状況であると認識いたしております。

その解決に向けて政府への働きかけは県農政として当然なされるべきと考えるのですが、如何ですか、どのようにされるのでしょうか。

答 米価下落というのは、滋賀県産米のみならず全国的な問題でありますことから、過剰米の処理対策でありますとか、農業者の収入減少に対する所得補てん対策につきまして、国において万全の対応策を講じていただくよう知事会等を通じて提案をするとともに、私自身も国に対して、農水省もそうですし、しっかりと働きかけてまいりたいと思います。

昨日このご質問をいただいて、何人かの担い手の方に直接お伺いをいたしますと、2、3年、いや1年持たない、これだけ下がるのですね、大規模にやればやるほど、この収入減が響いてくるということで、もう現場では、まさに悲痛な、頑張っただけようとする人ほど、影響が大きいということがありました。

現場の方々から、二つご提案をいただいております。

一つは、こういうことをあらかじめ想定して、多角化している人が生き残れる。したがって、多角化を応援してほしいというご意見と、もう一つは、こういう品質がばらつくときに、「くず米」、はじかれるお米の活用、これをもう少し高く買い取っていただけるとありがたいというなお話があったことも踏まえまして、すぐできることと、滋賀県だけでできることと、全国で取り組んでいただくことと、分けながら、きめ細かな対応策がとれるよう、検討なり、取組を進めてまいりたいと存じます。

滋賀での作柄が悪くても、東北や北海道は良、あるいはやや良と公表されています。今まで冷涼地の米は味が悪く安いのが定番でしたか、最近では温暖化が益々顕著になり、きららやゆめぴりか等、宣伝宜しくネームバリューを広げて、新潟コシヒカリに匹敵するまでに上がってきています。

これら産地にしても、米余り状態の中での低米価であるなら、

あの手この手で必死の売り込み策を練ってくるのが予想されます。作柄良の人気銘柄が、宣伝力を駆使して関西市場に流れ込むことは容易に想像できます、滋賀県産米を売る手立てを、考えることは必要でありますが、如何でしょう。

答 これまで近江米振興協会の事業の中で、関係団体と一体になり、メディアによる宣伝やイベントの開催、産地情報の発行、また米穀販売事業者との意見交換などを通じて、近江米の魅力強く訴えてまいったところであります。

特に、新品種「みずかがみ」につきましては、平成25年度から27年度までの3年間をスタートダッシュ期間と位置付け、県が主体となって、デビューイベントの開催やテレビCMの放映、統一パッケージ作成費への助成など、流通や消費の促進に重点的に取り組んでおります。

これを進めることによりまして、他産地に負けない「近江米ブランド」の確立と流通販売の促進に努めてまいりたいと考えております。

滋賀県のコメ政策は、国の方針に沿い順調に集落営農や認定農家等経営体に集積してきました。これら担い手は、県内農地の6割近くを耕作し今日までのご指導は、評価されるべきものと考えます。しかし、米価の今日の状況で影響を受けるのは、担い手とされる中から、個別経営体、あるいは社員の給料の必要な法人経営体であります。集落営農や小規模農家は生き残れても、生産効率を高め意欲的に励む、本来頼りとするところの担い手が、潰れてしまっただけでは元も子もありません。県内農地を守るため、どれ程の意欲的な担い手を確保しなければならないとお考えですか。

答 本県においては、担い手として認定農業者と集落営農組織を位置づけており、現在、認定農業者は1,732経営体、集落営農組織は465組織で、今後もこの程度は確保する必要があると考えています。

もう一度、滋賀県農業をどこにゆだねるのか、しっかり見定める必要があると思います。絶対潰してはならない担い手であるなら、滋賀県としての独自策も考えていかなければ、今までの努力も水泡に帰してしまいます。緊急事態であることを認識されて、対応を早急にご検討いただきたいと思うのですがお考えをお聞きします。

答 やはり、大きな流れとしては、担い手の皆様方に集約をしていく、担い手の方々を中心となって、滋賀県の農業を担っていただく、そして、そのことが可能になるような、多角化、六次産業化、またはブランド化、さらにはせっかく作ったみずかがみをはじめとする環境こだわり農業のPR、これをしっかり行っていくことが必要だと思っておりますし、担い手の方に農地が集積されることが可能になるような取組を、県として進めていくことが必要だと思っております。同時にそうしたことが困難な地域、山間部とか、そういう地域に対する目配りもしっかりと持っておきながら、滋賀県農政を進めていきたいと考えています。



西村久子事務所

彦根市甲崎町19-1 (稲枝北駐在所より西へ約100m 南側道路沿い)
定例政調会 第1金曜日 午後7時～10時

ご意見を
お聞かせください。 Tel 0749-43-2020 Fax 0749-43-4700

西村久子ホームページ (ブログ)

西村久子 活動日記

<http://nishimura-hisako.net>

